

# 仙台市の情報公開・個人情報保護

## 運用状況報告書

令和元年度（平成31年度）

令和2年10月

仙台市総務局総務部文書法制課

## 仙台市の情報公開・個人情報保護

### 運用状況報告

市政の透明化を図り、市民に開かれた行政を一層推進するため、仙台市では平成3年10月1日に「仙台市情報公開条例」を施行しました。同条例は平成12年12月の市議会で全面改正され、翌年4月からは、より充実した内容をもった新条例が施行されています。

本市の情報公開制度は、市が公文書という形で保有する情報を市民の請求により公開する「公文書開示制度」と、市政情報センターの運営をはじめとする「市政情報の提供」を2つの柱としています。

また、高度情報化社会の中にあって、市が保有する個人情報の適正な取扱いの確保等を図るため、平成9年10月1日からは「仙台市個人情報保護条例」が施行されています。この条例についても「個人情報の保護に関する法律」の全面施行を受け、平成16年12月に全部を改正し、平成17年4月1日から施行しています。

両制度を取り巻く環境が日々変化し続ける状況において、これからも、制度の理念を実現するため、その適正な運用に努めてまいります。

# 目 次

## 情報公開制度

### 公文書開示制度の実施状況

1 開示請求の件数及び処理状況.....	2
2 実施機関別の請求件数.....	3
3 請求内容の内訳.....	4
4 非開示・一部開示理由の内訳.....	5
5 審査請求の状況.....	5

### 仙台市情報公開審査会の運営状況

1 仙台市情報公開審査会の開催状況.....	6
------------------------	---

### 市政情報の提供

1 市政情報センターの設置目的.....	7
2 市政情報センター等の利用状況.....	8
3 有償刊行物の頒布状況.....	9

### 資 料

1 審査請求の処理状況（平成29年度～令和元年度（平成31年度））.....	11
--	----

## 個人情報保護制度

### 個人情報保護制度の実施状況

1 個人検索情報事務の届出状況.....	13
2 開示請求の件数及び処理状況.....	14
3 請求内容の内訳.....	15
4 非開示・一部開示理由の内訳.....	15
5 口頭その他の方法による開示の実施状況.....	16
6 訂正請求の件数及び処理状況.....	17
7 利用停止請求の件数及び処理状況.....	17
8 仙台市個人情報保護審議会に意見を求める案件の処理状況.....	18
9 審査請求の状況.....	18

### 仙台市個人情報保護審議会の運営状況

1 仙台市個人情報保護審議会の開催状況.....	19
--------------------------	----

### 資 料

1 審査請求の処理状況（平成29年度～令和元年度（平成31年度））.....	22
2 仙台市個人情報保護審議会に意見を求める案件の概要（令和元年度（平成31年度））.....	26

# 情報公開制度

# 公文書開示制度の実施状況

## 1 開示請求の件数及び処理状況

公文書開示請求及び対象となった公文書の件数とその処理状況は、次のとおりです。

民間事業者から需要の高い公共工事の金額入り設計書について平成27年度に一部情報提供を開始したところ、請求件数は一時減少しましたが、都市インフラ整備に係る情報の需要が高まっていること等により、平成29年度には請求件数は再度増加に転じました。

令和元年度（平成31年度）は、狭あい道路等の協議に関する文書等の情報提供を開始したことに伴い、前年度と比べて請求件数が減少しています。

(単位：件)

年度	請求 件数	対 象 公文書数 A	処 理 状 況						開示率 (%) ※
			開 示 B	一 部 開 示 C	非開示 D	不存在 E	存 否 応 答 拒 否 F	取下げ G	
平成 29 年度	1,744	3,459	1,292	2,060	3	34	1	69	99.9
平成 30 年度	1,992	4,256	1,631	2,496	9	57	0	63	99.8
令和元年度 (平成 31 年度)	1,855	4,006	1,685	2,234	0	17	0	70	100.0

※ 開示率 = (B+C) / (A-E-F-G) × 100

## 2 実施機関別の請求件数

実施機関別の開示請求件数は、次のとおりです。実施機関別に見ると、市長に対する請求が一番多く、次いで水道事業管理者、教育委員会の順となっています。

(単位：件)

実施機関	平成 29 年度		実施機関	平成 30 年度		実施機関	令和元年度 (平成 31 年度)				
	請求 件数	対 象 公文書数		請求 件数	対 象 公文書数		請求 件数	対 象 公文書数			
市 長	1,585	2,800	市 長	1,885	3,990	市 長	1,726	3,726			
内 訳	危機管理室	1	2	内 訳	危機管理室	0	0	内 訳	危機管理室	4	37
	総 務 局	9	17		総 務 局	13	30		総 務 局	10	47
	まちづくり政策局	0	0		まちづくり政策局	9	18		まちづくり政策局	6	10
	復興事業局	24	38		財 政 局	30	61		財 政 局	15	54
	財 政 局	4	14		市 民 局	14	299		市 民 局	11	35
	市 民 局	34	108		健康福祉局	33	68		健康福祉局	35	65
	健康福祉局	7	16		子供未来局	19	23		子供未来局	18	92
	子供未来局	12	47		環 境 局	20	125		環 境 局	12	33
	環 境 局	15	19		経 済 局	18	54		経 済 局	12	47
	経 済 局	7	25		文化観光局	6	13		文化観光局	10	34
	都市整備局	480	740		都市整備局	559	878		都市整備局	562	863
	建 設 局	133	282		建 設 局	186	347		建 設 局	209	647
	青 葉 区	332	586		青 葉 区	403	805		青 葉 区	382	749
	宮 城 野 区	125	194		宮 城 野 区	150	330		宮 城 野 区	144	300
	若 林 区	160	323		若 林 区	179	423		若 林 区	100	222
	太 白 区	145	235		太 白 区	170	394		太 白 区	142	354
	泉 区	97	154		泉 区	76	122		泉 区	54	137
会 計 室	0	0	会 計 室	0	0	会 計 室	0	0			
議会の議長	10	100	議会の議長	11	26	議会の議長	2	3			
教育委員会	76	321	教育委員会	46	90	教育委員会	31	79			
選挙管理委員会	1	56	選挙管理委員会	1	4	選挙管理委員会	0	0			
人事委員会	1	1	人事委員会	1	30	人事委員会	0	0			
監査委員	0	0	監査委員	0	0	監査委員	0	0			
農業委員会	0	0	農業委員会	0	0	農業委員会	0	0			
固定資産評価審査委員会	0	0	固定資産評価審査委員会	2	9	固定資産評価審査委員会	0	0			
水道事業管理者	35	53	水道事業管理者	27	41	水道事業管理者	42	90			
交通事業管理者	10	56	交通事業管理者	8	48	交通事業管理者	22	53			
ガス事業管理者	3	3	ガス事業管理者	1	1	ガス事業管理者	7	12			
病院事業管理者	3	9	病院事業管理者	2	5	病院事業管理者	4	5			
消 防 長	20	60	消 防 長	8	12	消 防 長	21	38			
合計	1,744	3,459	合計	1,992	4,256	合計	1,855	4,006			

### 3 請求内容の内訳

開示請求の対象となった公文書の請求内容別の内訳は、次のとおりです。狭あい道路等の協議に関する文書に対する請求が最も多く、次いで開発行為及び宅地造成工事の許可に関する文書、工事及び業務委託の金額入り設計書の順となっており、以上の3類型で全体の約7割を占めています。

なお、建築物の解体工事等の届出に関する文書については、平成30年8月から市政情報センターへの配架による情報提供を開始しました。そのため、平成29年度と比べ、平成30年度、令和元年度（平成31年度）と徐々に請求件数が減少しています。

(単位：件)

請求内容	平成29年度	平成30年度	令和元年度 (平成31年度)
狭あい道路等の協議に関する文書	452	633	594
開発行為、宅地造成工事の許可に関する文書	401	411	445
工事、業務委託の金額入り設計書	250	364	363
土地区画整理事業の面積等に関する文書	5	35	34
住居表示、地番に関する文書	25	39	30
造成宅地活動崩落緊急対策工事に関する図面	1	23	18
中高層建築物の建築に係る近隣説明に関する文書	57	63	6
総合評価一般競争入札の評価に関する文書	14	20	5
建築物の解体工事等の届出に関する文書	211	90	1
その他の文書	328	314	359
合計	1,744	1,992	1,855

#### 4 非開示・一部開示理由の内訳

非開示又は一部開示決定をした事例における非開示理由は、次のとおりです。

(単位：件)

第7条	平成29年度	平成30年度	令和元年度 (平成31年度)
第1号 (法令秘情報)	0 (0.0%)	2 (0.1%)	1 (0.0%)
第2号 (個人情報)	2,028 (83.1%)	2,443 (84.9%)	2,101 (80.6%)
第3号 (法人情報)	293 (12.0%)	396 (13.8%)	487 (18.7%)
第4号 (公共の安全・秩序の 維持に関する情報)	0 (0.0%)	3 (0.1%)	1 (0.0%)
第5号 (審議・検討・協議に 関する情報)	0 (0.0%)	1 (0.0%)	3 (0.1%)
第6号 (行政運営情報)	120 (4.9%)	31 (1.1%)	13 (0.5%)
合 計	2,441 (100.0%)	2,876 (100.0%)	2,606 (100.0%)

(注) 文書1件について複数の非開示理由があるものは、重複して計上しています。

#### 5 審査請求の状況

公文書開示制度に係る開示決定等に対する審査請求の件数、対象となった公文書の件数及び仙台市情報公開審査会への諮問数は、次のとおりです。

(単位：件)

	平成29年度	平成30年度	令和元年度 (平成31年度)
審査請求の件数	1	2	2
対象公文書の件数	5	3	3
情報公開審査会への諮問数	1	2	1



# 仙台市情報公開審査会の運営状況

## 1 仙台市情報公開審査会の開催状況

仙台市情報公開審査会は、令和元年度（平成31年度）に計8回開催されました。  
その開催状況は次のとおりです。

	開催日	審議内容
第1回	H31.4.19	・諮問第81号の審議 ・諮問第82号の審議
第2回	R元.5.22	・諮問第82号の審議
第3回	R元.6.26	・諮問第82号の審議 ・諮問第83号の審議
第4回	R元.7.24	・諮問第82号の審議 ・諮問第83号の審議
第5回	R元.8.19	・諮問第82号の審議 ・諮問第83号の審議
第6回	R元.9.24	・諮問第83号の審議
第7回	R元.10.28	・会長の選出及び職務代理者の指名 ・諮問第83号の審議
第8回	R元.12.9	・諮問第83号の審議

# 市政情報の提供

## 1 市政情報センターの設置目的

情報公開の目的は、公文書開示制度の運用だけで達せられるものではありません。併せて、従来から行われてきた市政情報の提供施策を拡充し、市民がより身近に市政に関する情報に接することができる環境づくりが必要です。そこで、市民への情報開示・提供の窓口となる機能、市刊行物を継続して収集し、提供する機能などを果たす情報センターの設置が望まれました。

本市の「市政情報センター」は、仙台市情報公開条例の施行に2年ほど先行し、平成元年10月2日市役所本庁舎1階に設置されました。同センターでは、市政情報に関する相談・案内、市関連刊行物・行政資料の閲覧、貸出、販売及びインターネットによる仙台市ホームページの閲覧等を行っています。

また、より市民に身近な施設として、平成5年9月28日に若林区に「若林区情報センター」を、平成11年6月1日に太白区に「太白区情報センター」を、平成24年8月28日に宮城野区に「宮城野区情報センター」を設置し、市民に利用されています。

### (1) 主な閲覧資料

- ・市が発行する刊行物（事業概要、統計、答申書、調査報告書、記録書、計画書、資料集、図面、市議会議事録等）
- ・市政だより、施設利用案内等の広報刊行物
- ・仙台市例規、宮城県例規
- ・仙台市史、泉市誌、宮城町誌、秋保町史等の市史・町史刊行物
- ・市の附属機関等の会議公開状況等
- ・地図、新聞等

### (2) 主な有償刊行物

- ・データ仙台、各種統計資料（仙台市統計書、統計時報、町名別人口等）
- ・仙台市総合計画、仙台市実施計画、都市計画マスタープラン等
- ・各種設計競技記録（近代文学館、せんだいメディアテーク）
- ・開発行為・宅地造成工事 許可申請の手引き
- ・その他（職員録、歴史的町名ハンドブック、文化財パンフレット等）

## 2 市政情報センター等の利用状況

### (1) 市政情報センター

		平成29年度	平成30年度	令和元年度 (平成31年度)
利用者数 (人)		15,285	13,163	11,347
一日あたり利用者数 (人)		66	57	50
相談	窓口 (件)	832	612	633
	電話等 (件)	292	246	245
コピー	人数 (人)	842	910	772
	金額 (円)	143,250	164,550	175,390
有償刊行物 頒布	冊数 (冊)	1,577	1,370	1,325
	金額 (円)	1,064,780	901,480	849,820
図書貸出	人数 (人)	158	125	120
	冊数 (冊)	353	252	229
インターネット閲覧 (件)		262	291	214

### (2) 宮城野区情報センター

		平成29年度	平成30年度	令和元年度 (平成31年度)
有償刊行物 頒布	冊数 (冊)	39	30	24
	金額 (円)	34,700	20,150	18,850
図書貸出	人数 (人)	1	1	7
	冊数 (冊)	1	1	16
インターネット閲覧 (件)		178	144	109

### (3) 若林区情報センター

		平成29年度	平成30年度	令和元年度 (平成31年度)
有償刊行物 頒布	冊数 (冊)	43	32	15
	金額 (円)	37,300	24,000	9,200
図書貸出	人数 (人)	13	9	15
	冊数 (冊)	43	13	19
インターネット閲覧 (件)		70	106	137

### (4) 太白区情報センター

		平成29年度	平成30年度	令和元年度 (平成31年度)
有償刊行物 頒布	冊数 (冊)	58	38	28
	金額 (円)	44,400	24,210	20,330
図書貸出	人数 (人)	7	27	12
	冊数 (冊)	10	35	23
インターネット閲覧 (件)		164	110	171

### 3 有償刊行物の頒布状況

令和元年度（平成31年度）の市政情報センター等での有償刊行物の頒布数ベストテンは、次のとおりです。

順位	刊行物名	価格 (円)	頒布数 (冊)
1	職員録	500	760
2	都市計画総括図	1,000	104
3	辻標 改訂版	500	77
4	歴史的町名ハンドブック「城下町仙台を歩く」	500	61
5	仙台市地価マップ	1,000	56
6	町名別世帯数及び人口	100	36
7	仙台市実施計画	400	27
8	せんだい街路樹マップ 改訂版	500	25
9	仙台市市立小学・中学通学区域図	600	16
10	杜の都の名木・古木	1,000	15
	仙台の遺跡	550	15

(注) 頒布数は、市政情報センター、宮城野区情報センター、若林区情報センター及び太白区情報センターの合計です。

# 資 料

- 1 審査請求の処理状況（平成29年度～令和元年度（平成31年度））

## 1 審査請求の処理状況（平成29年度～令和元年度（平成31年度））

平成29年度以降に仙台市情報公開審査会に諮問した審査請求の処理状況は、次のとおりです。

諮問番号	請求年月日	文書件名	原処分	非開示理由	①原処分 ②審査請求 ③諮問 の各年月日	担当課	答申年月日 審査会の判断	行政不服審査法による決定又は裁決 年月日・内容
80	H29. 8. 30	(1) 職員の体罰に係る事故報告書 (2) 教職員の事故について（報告） (3) 顛末書 (4) 体罰事案の事情聴取 (5) 事故報告聞きとりについて	一部開示	(1) (2) 第2号 個人情報 (3) (4) (5) 第2号 個人情報 第6号 行政運営情報	①H29. 10. 30 ②H29. 11. 26 ③H30. 1. 15	教育局 教育人事部 教職員課	H31. 4. 23 一部不適當	R元. 12. 6 一部認容
81	H30. 9. 5	〇〇〇クラブの提出した集団資源回収 実施団体登録申請書（新規）及び集団 資源回収実施団体登録変更届	一部開示	第2号 個人情報 第3号 法人情報	①H30. 9. 13 ②H30. 10. 30 ③H31. 1. 17	環境局 廃棄物事業部 家庭ごみ減量課	R元. 7. 2 原処分妥当	R元. 9. 2 棄却
82	H30. 12. 6	仙台市固定資産評価委員会委員の略歴 書（最新委員について）（平成29年第 83号議案別紙，平成28年第787号議案 別紙）	一部開示	第2号 個人情報	①H30. 12. 20 ②H30. 12. 24 ③H31. 1. 24	議会事務局 議事課	R元. 9. 24 一部不適當	R元. 12. 2 一部認容
83	H31. 2. 6	・仙台市配偶者暴力相談支援センター 事業 心理カウンセリング 平成26年 8月～平成27年7月 実施報告〔仙 台市配偶者暴力相談支援センター事業 平成27年度 第1回業務連絡会資料〕 ・仙台市配偶者暴力相談支援センター 事業 心理カウンセリング 平成27年 度（平成27年4月～平成28年3月） 実施報告〔仙台市配偶者暴力相談支 援センター事業 平成27年度 第2回 業務連絡会資料〕 ・仙台市配偶者暴力相談支援センター 事業 心理カウンセリング 平成28年 度 実施報告〔仙台市配偶者暴力相 談支援センター事業 平成28年度 第 1回業務連絡会資料〕	一部開示	第2号 個人情報 第6号 行政運営情報	①H31. 2. 20 ②H31. 4. 8 ③H31. 4. 26	市民局 協働まちづくり 推進部 男女共同参画課	R2. 2. 10 一部不適當	R2. 3. 13 一部認容

# 個人情報保護制度

# 個人情報保護制度の実施状況

## 1 個人検索情報事務の届出状況

仙台市個人情報保護条例第6条の規定により、実施機関は、個人検索情報事務を開始、変更しようとするとき、又は廃止したときは、市長に届け出ることとされています。

届出事項は、個人検索情報事務の名称及び目的、個人情報の記録項目、個人情報の対象者の範囲、個人情報の収集先、個人検索情報事務を所管する組織の名称、個人情報の電子計算機処理の有無などです。届出のあった事項については、市政情報センターで閲覧できます。

令和元年度（平成31年度）の届出状況は、次のとおりです。

（単位：件）

実施機関	届出件数				令和2年3月31日 現在届出事務数	
	開始	変更	廃止	計		
市長	危機管理室	0	0	0	0	9
	総務局	0	0	1	1	20
	まちづくり政策局	2	1	0	3	15
	財政局	1	13	0	14	38
	市民局	0	11	0	11	49
	健康福祉局	19	11	3	33	159
	子供未来局	4	20	9	33	70
	環境局	3	6	0	9	64
	経済局	7	2	0	9	25
	文化観光局	1	1	0	2	11
	都市整備局	8	6	0	14	99
	建設局	0	9	1	10	97
	区役所	0	58	30	88	124
	会計室	1	0	0	1	3
消防長	1	7	0	8	61	
教育委員会	2	2	1	5	96	
選挙管理委員会	0	1	1	2	13	
人事委員会	0	1	0	1	3	
農業委員会	0	0	0	0	2	
水道事業管理者	0	11	1	12	17	
交通事業管理者	1	4	0	5	23	
ガス事業管理者	1	1	0	2	11	
病院事業管理者	1	0	0	1	39	
合計	52	165	47	264	1,048	

（注）「個人検索情報事務」とは、個人情報を取扱う事務であって、個人の氏名、生年月日その他の記述又は個人別に付された番号、記号その他の符号により、当該個人を容易に検索し得る状態で、体系的に個人情報を記録する公文書（電磁的記録を含む）の使用を伴うものをいいます。



## 2 開示請求の件数及び処理状況

令和元年度（平成31年度）の実施機関別の開示請求件数及び処理状況は、次のとおりです。  
（単位：件）

実施機関	請求 件数	対 象 公文書数 A	処 理 状 況						開示率 (%) ※	
			開 示 B	一 部 開 示 C	非開示 D	不存在 E	存 否 応 答 拒 否 F	取下げ G		
市 長	98	185	97	57	5	22	1	3	96.9%	
内 訳	危機管理室	0	0	0	0	0	0	0	0	-
	総 務 局	1	1	0	1	0	0	0	0	100.0%
	まちづくり政策局	0	0	0	0	0	0	0	0	-
	財 政 局	4	7	7	0	0	0	0	0	100.0%
	市 民 局	24	42	15	19	4	4	0	0	89.5%
	健康福祉局	40	52	29	17	0	4	0	2	100.0%
	子供未来局	7	32	17	13	1	0	1	0	96.8%
	環 境 局	0	0	0	0	0	0	0	0	-
	経 済 局	0	0	0	0	0	0	0	0	-
	文化観光局	0	0	0	0	0	0	0	0	-
	都市整備局	2	2	2	0	0	0	0	0	100.0%
	建 設 局	0	0	0	0	0	0	0	0	-
	青 葉 区	9	12	4	2	0	5	0	1	100.0%
	宮 城 野 区	6	29	17	3	0	9	0	0	100.0%
	若 林 区	0	0	0	0	0	0	0	0	-
	太 白 区	4	6	6	0	0	0	0	0	100.0%
泉 区	1	2	0	2	0	0	0	0	100.0%	
会 計 室	0	0	0	0	0	0	0	0	-	
議 会 の 議 長	0	0	0	0	0	0	0	0	-	
教 育 委 員 会	22	62	47	3	1	11	0	0	98.0%	
人 事 委 員 会	2	2	2	0	0	0	0	0	100.0%	
選 挙 管 理 委 員 会	0	0	0	0	0	0	0	0	-	
監 査 委 員	0	0	0	0	0	0	0	0	-	
農 業 委 員 会	0	0	0	0	0	0	0	0	-	
固定資産評価審査委員会	0	0	0	0	0	0	0	0	-	
水道事業管理者	0	0	0	0	0	0	0	0	-	
交通事業管理者	0	0	0	0	0	0	0	0	-	
ガス事業管理者	0	0	0	0	0	0	0	0	-	
病院事業管理者	62	100	98	0	0	2	0	0	100.0%	
消 防 長	9	19	17	2	0	0	0	0	100.0%	
合 計	193	368	261	62	6	35	1	3	98.2%	

※ 開示率 = (B+C) / (A-E-F-G) × 100

### 3 請求内容の内訳

令和元年度（平成31年度）に個人情報開示請求の対象となった公文書の内訳は、次のとおりです。

(単位：件)

請求内容	平成29年度	平成30年度	令和元年度 (平成31年度)
医療，福祉に関する文書	101	121	119
教育に関する文書	21	197	22
戸籍，住民票等に関する文書	19	23	15
消防，救急に関する文書	6	8	9
その他の文書	20	33	28
合計	167	382	193

### 4 非開示・一部開示理由の内訳

令和元年度（平成31年度）に非開示又は一部開示をした事例における非開示理由は、次のとおりです。

(単位：件)

第17条	平成29年度	平成30年度	令和元年度 (平成31年度)
第1号（法令秘情報）	1 (1.2%)	6 (5.2%)	4 (4.9%)
第2号（個人情報）	37 (44.6%)	90 (77.6%)	41 (48.8%)
第3号（法人情報）	10 (12.0%)	2 (1.7%)	0 (0.0%)
第4号（公共の安全及び秩序の維持情報）	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)
第5号（国等協力関係情報）	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)
第6号（行政運営情報）	35 (42.2%)	17 (14.6%)	31 (36.9%)
第7号（未成年者等の権利利益を害するおそれがある情報）	0 (0.0%)	1 (0.9%)	8 (9.5%)
第8号（死者の正当な利益を害するおそれがある情報）	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)
合計	83 (100.0%)	116 (100.0%)	84 (100.0%)

(注) 文書1件について複数の非開示理由があるものは、重複して計上しています。

## 5 口頭その他の方法による開示の実施状況

実施機関が定める開示請求については、口頭その他の方法により行うことができます。

令和元年度（平成31年度）の口頭その他の方法による開示の実施状況については、次のとおりです。

（単位：件）

実施機関	個人情報の種類	開示をした内容	請求件数
教育委員会	市立中等教育学校入学者選抜適性検査の成績	適性検査（総合問題Ⅰ、Ⅱ、作文）の得点	182
	市立高等学校入学者選抜検査（前期選抜、社会人特別選抜及び後期選抜並びに第二次募集）の成績	学力検査の教科別得点及び学校が独自に実施した種目の得点	599
人事委員会	職員採用試験（大学卒程度（福祉・技術系）・獣医師・心理・保健師）の第一次試験の成績（不合格者に限る）	教養試験及び専門試験の粗点・得点、面接試験及び論述試験の得点、順位並びに総合得点	13
	職員採用試験（大学卒程度（事務）・消防士（大学の部）・文化財主事）の第一次試験の成績（不合格者に限る）	教養試験及び専門試験の粗点・得点、面接試験及び論述試験の得点、順位並びに総合得点	80
	職員採用試験（社会人経験者（事務・技術系））の第一次試験の成績（不合格者に限る）	教養試験及び専門試験の粗点・得点、面接試験及び論述試験の得点、順位並びに総合得点	79
	職員採用試験（大学卒程度・社会人経験者・獣医師・心理・保健師・消防士（大学の部）・文化財主事）の第二次試験の成績（不合格者に限る）	論文試験及び面接試験の得点、順位並びに最終得点	72
	職員採用選考（回転翼航空機操縦士）の考査成績（不合格者に限る）	考査の順位及び総合得点	3
	職員採用試験（短大卒程度・高校卒程度・保育士・栄養士・動物飼育員・消防士（高校の部））の第一次試験の成績（不合格者に限る）	教養試験及び専門試験の粗点・得点、順位並びに総合得点	43
	職員採用試験（短大卒程度・高校卒程度・保育士・栄養士・動物飼育員・消防士（高校の部））の第二次試験の成績（不合格者に限る）	論作文試験及び面接試験の得点、順位並びに最終得点	17
	障害者を対象とした職員採用選考の第一次考査の成績（不合格者に限る）	粗点・得点及び順位	0
	障害者を対象とした職員採用選考の第二次考査の成績（不合格者に限る）	作文考査及び面接考査の得点、順位及び最終得点	5
	職員採用選考（医師）の成績（不合格者に限る）	順位及び総合得点	0
合 計			1,093

## 6 訂正請求の件数及び処理状況

令和元年度（平成31年度）の訂正請求の件数及び処理状況は、次のとおりです。

(単位：件)

実施機関	請求件数	個人情報 件数 A	処理状況			訂正率 (%) ※
			訂正 B	非訂正 C	取下げ D	
教育委員会	1	2	0	2	0	0.0

※ 訂正率 =  $B / (A - D) \times 100$

## 7 利用停止請求の件数及び処理状況

令和元年度（平成31年度）においては、利用停止の請求はありませんでした。

## 8 仙台市個人情報保護審議会に意見を求める案件の処理状況

仙台市個人情報保護条例の規定により、個人情報の取扱いに関し、仙台市個人情報保護審議会の意見を聴くこととされている事項の令和元年度（平成31年度）の処理状況は、次のとおりです。

（単位：件）

条 文	審 議 事 項	案 件
第7条第2項第9号	本人以外から個人情報を収集する場合	0
第7条第3項	思想信条等に関する個人情報を収集する場合	0
第9条第2項	個人情報を本市及び国等以外のものに経常的に目的外提供する場合	1
第10条	思想信条等に関する個人情報を電子計算機処理する場合	0
第11条	個人情報の電子計算機処理において通信回線による電子計算機結合をする場合	7
第44条第1項	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第27条第1項に規定する評価書に関する事項	5

## 9 審査請求の状況

個人情報開示制度に係る開示決定等に対する審査請求の件数及び仙台市個人情報保護審議会への諮問数は、次のとおりです。

(1) 開示請求 （単位：件）

	平成29年度	平成30年度	令和元年度 (平成31年度)
審査請求の件数	0	28	69
個人情報保護審議会への諮問数	0	2	5

(2) 訂正請求 （単位：件）

	平成29年度	平成30年度	令和元年度 (平成31年度)
審査請求の件数	0	2	2
個人情報保護審議会への諮問数	0	0	2

(3) 利用停止請求 （単位：件）

	平成29年度	平成30年度	令和元年度 (平成31年度)
審査請求の件数	0	0	0
個人情報保護審議会への諮問数	0	0	0

## 仙台市個人情報保護審議会の運営状況

### 1 仙台市個人情報保護審議会の開催状況

仙台市個人情報保護審議会は、令和元年度（平成31年度）に計13回開催されました。その開催状況は次のとおりです。

	開催日	審議内容
第1回	R元. 5. 9	・ 諮問第36号及び同第37号の審議 ・ 意見を求める案件第119号の審議
第2回	R元. 5. 30	・ 諮問第36号及び同第37号の審議
第3回	R元. 6. 20	・ 諮問第36号及び同第37号の審議 ・ 電子計算機の結合に係る基準の制定について
第4回	R元. 8. 6	・ 会長の選出及び職務代理者の指名 ・ 諮問第36号及び同第37号の審議
第5回	R元. 8. 21	・ 意見を求める案件第120号の審議 ・ 意見を求める案件第121号の審議
第6回	R元. 9. 10	・ 意見を求める案件第122号の審議 ・ 諮問第36号及び同第37号の審議
第7回	R元. 10. 24	・ 意見を求める案件第123号の審議 ・ 諮問第36号及び同第37号の審議 ・ 諮問第38号，同第39号及び同第40号の審議
第8回	R元. 11. 19	・ 諮問第36号及び同第37号の審議 ・ 諮問第38号，同第39号及び同第40号の審議
第9回	R元. 12. 26	・ 意見を求める案件第121号の審議 ・ 諮問第36号及び同第37号の審議 ・ 諮問第38号，同第39号及び同第40号の審議

	開催日	審議内容
第10回	R 2. 1. 28	<ul style="list-style-type: none"> <li>・意見を求める案件第124号の審議</li> <li>・諮問第41号及び同第42号の審議</li> <li>・諮問第38号，同第39号及び同第40号の審議</li> </ul>
第11回	R 2. 2. 19	<ul style="list-style-type: none"> <li>・諮問第41号及び同第42号の審議</li> <li>・意見を求める案件（特定個人情報保護評価）第14号～第18号の審議</li> </ul>
第12回	R 2. 3. 10	<ul style="list-style-type: none"> <li>・意見を求める案件第125号の審議</li> <li>・意見を求める案件（特定個人情報保護評価）第14号～第18号の審議</li> <li>・諮問第38号，同第39号及び同第40号の審議</li> </ul>
第13回	R 2. 3. 26	<ul style="list-style-type: none"> <li>・意見を求める案件第126号の審議</li> <li>・諮問第41号及び同第42号の審議</li> </ul>

# 資 料

- 1 審査請求の処理状況（平成29年度～令和元年度（平成31年度））
- 2 仙台市個人情報保護審議会に意見を求める案件の概要（令和元年度（平成31年度））
  - (1) 個人情報の適正な取扱いの確保に関する事項
  - (2) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第27条第1項に規定する評価書に関する事項



## 1 審査請求の処理状況（平成29年度～令和元年度（平成31年度））

平成29年度以降に仙台市個人情報保護審議会に諮問した審査請求は、次のとおりです。

諮問 番号	請 求 年月日	文 書 件 名	原 処 分	非開示及び非訂正 の理由	①原処分 ②審査請求 ③諮問 の各年月日	担 当 課	答申年月日 審査会の判断	行政不服審査法に よる決定又は裁決 年月日・内容
34	H30. 4. 18	株式会社〇〇〇〇の平成 30 年 3 月 14 日付「報告書」	一部開示	第 2 号 個人情報	①H30. 4. 26 ②H30. 5. 25 ③H30. 6. 7	水道局 給水部 給水装置課	H31. 2. 28 原処分妥当	H31. 3. 11 棄却
35	H30. 3. 30	(1) 学校生活アンケート (2) 5月に本人が関わった生徒指導の 記録（担任の聞き取りノート） (3) 5月に本人が関わった生徒指導の 記録（学年主任または生徒指導担 当の記録ノート） (4) (1)のアンケートに基づく担任ま たは生徒指導担当の指導記録 (5) 平成 26 年度 9 月・10 月の〇〇 さんへの聞き取り調査記録	(1) 一部開示 (2)～(5) 非開示	(1) 第 2 号 個人情報 (2)～(4) 不存在 (5) 第 2 号 個人情報 第 6 号 行政運営情報	①H30. 4. 13 ②H30. 7. 31 ③H30. 8. 28	教育局 学校教育部 教育相談課	-	H31. 1. 15 審査請求取下げ
36	H30. 10. 9	〇〇中事案に係る調定 認否案（第 1 準備書面）	一部開示	第 2 号 個人情報	①H30. 12. 10 ②H30. 12. 18 ③R元. 5. 8	教育局 学校教育部 教育相談課	R2. 2. 20 原処分妥当	R2. 3. 24 棄却

諮問 番号	請 求 年月日	文 書 件 名	原 処 分	非開示及び非訂正 の理由	①原処分 ②審査請求 ③諮問 の各年月日	担 当 課	答申年月日 審査会の判断	行政不服審査法に よる決定又は裁決 年月日・内容
37	H30.10.9	○月○日 (○) 事故報告 第一報	一部開示	第2号 個人情報	①H30.12.10 ②H30.12.18 ③R元.5.8	教育局 学校教育部 教育相談課	R2.2.20 原処分妥当	R2.3.24 棄却
38	H30.10.9	<p>学校長は、平成○年○月○日に面談した際に手持ちした文書（メモ）を読み上げている。当方と○○○○担任とのやり取りは少なくとも10回以上も行われている。担任は被害生徒○○○○や母親に対して、「ダメです」「上の方に聞いてみます」「やっぱりダメでした」「吹奏楽顧問からもダメだと言われている」「○○学年主任や○○○○教頭からもダメだと言われている」等々と回答している。このことに関して「被害生徒の現状を学校と市教委が情報を共有した」ことに係る記録。また、教諭、学校及び市教委が作成した調査記録文書又はそれらの保有する関係文書記録。</p>	非開示	不存在	①H30.12.10 ②H30.12.26 ③R元.9.20	教育局 学校教育部 教育相談課		

諮問 番号	請 求 年月日	文 書 件 名	原 処 分	非開示及び非訂正 の理由	①原処分 ②審査請求 ③諮問 の各年月日	担 当 課	答 申 年 月 日 審査会の判断	行政不服審査法に よる決定又は裁決 年月日・内容
39	H30.10.9	被害生徒〇〇〇〇が自ら担任に申告した他、母親が「どうして登校すること自体が叶わないのか」「部活動から登校することを認めてほしい」「他の生徒らは部活動からの登校について認められている」「遅れながらも登校し、学級に入りたいと言う〇〇〇〇を認めてあげてほしい」「なぜ〇〇〇〇だけが、遅れながらも登校することを許されないのか」「上の方も登校すること自体をダメだと言っているのか」「上の方にも確認してほしい」「いじめなどがあり学級の状態が悪いので、学級の雰囲気を改善してほしい」「学級の状態を何とかしてほしい」「〇〇〇〇や〇〇〇〇について指導してほしい」「どうして登校しようとする意欲を削ぐのか」等々について申告している。また、父親も平成〇年〇月〇日に同学校を訪れ、〇〇〇〇教頭との面談において上記のことについての苦情を申告している。このことに関して「被害生徒の現状を学校と市教委が情報を共有した」ことに係る記録。また、教諭、学校及び市教委が作成した調査記録文書又はそれらの保有する関係文書記録。	非開示	不存在	①H30.12.10 ②H30.12.26 ③R元.9.20	教育局 学校教育部 教育相談課		
40	H30.10.9	〇〇〇〇主幹教諭が、「不適切な指導及び言動」を行ったことに係る顛末書（記録）	非開示	不存在	①H30.12.10 ②H30.12.26 ③R元.9.20	教育局 学校教育部 教育相談課		

諮問 番号	請 求 年月日	文 書 件 名	原 処 分	非開示及び非訂正 の理由	①原処分 ②審査請求 ③諮問 の各年月日	担 当 課	答 申 年 月 日 審査会の判断	行政不服審査法に よる決定又は裁決 年月日・内容
41	H30.12.18	〇〇〇, 〇〇〇〇聴き取り	非訂正	過去の一時点における 事実を記録することを 目的として作成された 文書であるため。	①H31.1.11 ②H31.1.18 ③R元.12.20	教育局 学校教育部 教育相談課		
42	H30.12.18	〇月〇日(〇) 事故報告書第一報	非訂正	過去の一時点における 事実を記録することを 目的として作成された 文書であるため。	①H31.1.11 ②H31.1.18 ③R元.12.20	教育局 学校教育部 教育相談課		

## 2 仙台市個人情報保護審議会に意見を求める案件の概要（令和元年度（平成31年度））

### (1) 個人情報の適正な取扱いの確保に関する事項

番号	事務の名称及び内容	意見を求める取扱いの種類及びその取扱いをする理由	個人情報の内容	対象者等	審議会の意見の概要
119	ICカード乗車券icscaを関係事業者と相互利用するために使用しているセンターシステムのクラウド化	電子計算機の結合（第11条）	カナ氏名，生年月日，性別，電話番号，IDi（識別番号）	記名式icsca利用者	相当と認める。
	ICカード乗車券icscaを宮城交通㈱と相互利用するため，仙台市交通局の施設内にセンターシステムを設置し，宮城交通㈱の所有するサーバ等との結合を行っているが，サーバOSのサポートが令和2年1月に終了することから，クラウド方式で更新を行うもの。	電子計算機結合により，カード管理，事業者間精算等の情報を送受信することができる。また，クラウド方式により更新することにより，ネットワーク機器の設置場所，電源設備及び空調設備の確保等の課題を解消する。			
120	Net119緊急通報システム整備事業導入・保守業務の導入	電子計算機の結合（第11条）	(1)事前登録に係る情報 ①本人必須情報 氏名（フリガナ），生年月日，性別，住所，メールアドレス ②本人任意情報 電話番号，FAX番号，よく行く場所 ③緊急連絡先情報（任意情報） 氏名（フリガナ），利用者本人との関係，電話番号，FAX番号，メールアドレス (2)通報内容に係る情報 ①チャット機能による通報内容 ②写真送信による位置情報	聴覚・言語機能（平衡・そしゃく含む）障害により身体障害者手帳を所持する者の内，あらかじめ利用者登録をした者	相当と認める。
	聴覚・言語機能障害者を対象に，スマートフォン等の画面操作による119番通報を可能とするためのシステムを導入する。当該システムはチャット機能や写真送信機能を備えている他，GPS機能付スマートフォンを利用することで，消防指令センターに利用者の通報位置，登録情報及び通報内容を送信することができる。	当該システムの導入により，電話での通報が困難である聴覚・言語機能障害者による，容易な119番通報が可能となる。また，消防機関においても，通報者の位置及び状況の確認が容易にできることから，迅速な対応が可能となり，市民生活の安全安心に寄与する。			

番号	事務の名称及び内容	意見を求める取扱いの種類及びその取扱いをする理由	個人情報の内容	対象者等	審議会の意見の概要
121	臓器移植に係る児童虐待通告等情報の提供	市・国等以外への経常的提供(第9条)	児童虐待の通告又は相談の有無	医療機関が臓器移植の検討対象とした死亡者のうち、18歳未満の児童	相当と認める。
	虐待を受けた疑いのある児童が死亡した際、当該児童からの臓器移植を検討する医療機関からの求めに対し、本市児童相談所より当該児童に係る虐待通告等に関する情報を提供するもの。	臓器の移植に関する法律及び同法の運用に関する指針の改正により、虐待を受けた疑いのある児童が死亡した場合は当該児童からの臓器の摘出は行わないこととされたため、18歳未満の児童からの臓器移植を検討する医療機関は、当該児童が虐待を受けた疑いがあるかどうかを確認する必要がある。			
122	救急隊専用多言語翻訳アプリ「救急ボイストラ」の導入	電子計算機の結合(第11条)	(1)傷病者情報 氏名、住所、生年月日、既往歴等 (2)音声情報 声色	救急現場における外国人傷病者及び当該傷病者の関係者(多言語翻訳を要する者)	相当と認める。 ただし、個人情報保護措置に万全を期すため、個別の翻訳経過を削除する場合の運用者(各消防本部)からの削除申請及び運用者への削除完了の連絡については、いずれも書面で行うなど手続きを明確化するよう、「救急ボイストラ」の開発と運営を行っている国立研究開発法人情報研究機構や総務省消防庁消防研究センターに働きかけることを要望する。
	救急隊専用の多言語翻訳アプリを導入する。国立研究開発法人情報通信研究機構と総務省消防庁消防研究センターとの共同研究により、救急現場における外国人傷病者対応ツールとして開発されたもの。	当該アプリの導入により、外国人傷病者とのコミュニケーションの円滑化を図り、以って当該傷病者への適切な救急対応を実現する。			

番号	事務の名称及び内容	意見を求める取扱いの種類及びその取扱いをする理由	個人情報の内容	対象者等	審議会の意見の概要
123	「JGA災害復旧支援モバイル報告システム（JGA-DRESS）」の特設サイト（「管理メニュー」及び「報告メニュー」）の利用	電子計算機の結合（第11条）	お客さま名，お客さま番号，メーター番号	本市ガス局が供給する都市ガスの使用者のうち，大規模災害により供給停止となった者	相当と認める。
	（一社）日本ガス協会（JGA）が開発した，災害により損傷した都市ガスの復旧作業の進捗管理をオンラインで行うためのシステム（JGA-DRESS）のうち，結果報告及び集計業務を行うメニューを利用する。	被災地域における開閉栓・設備点検について，作業結果のリアルタイム報告及び自動集計が可能になることによって，各作業の効率化及び迅速化並びに普及作業従事者の負担軽減を図り，大規模災害からの早期復旧を実現する。			
124	医療費のクレジットカード決済データの伝送処理	電子計算機の結合（第11条）	クレジットカード決済データ（自動精算機の端末識別番号，カード番号，カード名義人の氏名，決済金額，決済日時）	市立病院患者のうち，自動精算機によるクレジットカード決済を利用する者	相当と認める。
	市立病院に設置する自動精算機と，クレジットカード収納代行機関のサーバをインターネット回線により接続し，クレジットカード決済に関するデータの送受信を行う。自動精算機の，ICクレジットカード対応機種への入れ替えに伴い，結合先のクレジットカード収納代行機関が変更となったもの。	割賦販売法の改正により，ICクレジットカード読取への対応が必要となったため。また，医療費のクレジットカード決済による支払いを可能とすることによって，医療費の未収防止及び収納業務の効率化並びに患者の利便性向上が図られる。			

番号	事務の名称及び内容	意見を求める取扱いの種類及びその取扱いをする理由	個人情報の内容	対象者等	審議会の意見の概要
125	クラウド名刺管理サービス「Sansan」の導入	電子計算機の結合（第11条）	(1)名刺情報 会社名，所属・職名，氏名，会社所在地，電話番号，メールアドレス等 (2)タグ付け情報 企業・官公庁の別，業種，対象となる助成金の名称等	企業誘致活動等において企業立地課職員と名刺交換をした者	相当と認める。
	Sansan(株)が提供するクラウド名刺管理サービス「Sansan」を導入し，経済局企業立地課の各職員が企業誘致活動等において取得した名刺情報の一元管理を行う。	当該サービスの導入により，これまで取得した膨大な名刺情報の一元管理を行い，各職員間の情報の引継ぎの确实性を確保するとともに，業務の効率化を図ることによって，組織的かつ戦略的な誘致活動を遂行する。			
126	仙台ふるさと応援寄附金事務関連業務	電子計算機の結合（第11条）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・寄附申込者のメールアドレス，氏名，郵便番号，住所，電話番号</li> <li>・寄附金額，払込み方法（クレジットカード決済，楽天バンク決済，銀行振込，納付書払い，現金の別）</li> <li>・クレジットカード払い希望者は上記に加えて，クレジットカード番号，有効期限，セキュリティコード</li> <li>・ワンストップ特例申請希望者は上記に加えて，性別，生年月日</li> </ul>	本市への寄附申込者（ポータルサイト経由の申込者のほか，申請書によるFAXや郵送等での申込分を含む）	相当と認める。
	「ふるさと納税制度」に係る寄附金受付事務に関し，インターネットからの寄附申込の受付及び返礼品の発注・配送・代金精算等の業務の受託者を変更するとともに，オンライン決済サービスの追加を行うもの。	当該業務を一元的に委託することによって，寄附申込の受付から返礼品の発送までの処理を円滑に進めることができ，寄附申込者の利便性向上に寄与するとともに，本市に対する寄附申込者の増加も見込める。また，寄附申込者情報の管理や日次等の集計，分析作業を容易に行えるようになり，事務処理を正確かつ効率的に行うことができる。			



(2) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第27条第1項に規定する評価書に関する事項

番 号	評価実施機関	特定個人情報ファイルを取扱う事務の名称	評価の種類	審議会の意見の概要
特定個人情報 保護評価書14	仙台市長	住民基本台帳に関する事務	全項目評価	相当と認める。
特定個人情報 保護評価書 15	仙台市長	国民年金及び年金生活者支援給付金 に関する事務	全項目評価	相当と認める。
特定個人情報 保護評価書 16	仙台市長	軽自動車税管理事務	全項目評価	相当と認める。
特定個人情報 保護評価書 17	仙台市長	個人住民税管理事務	全項目評価	相当と認める。
特定個人情報 保護評価書 18	仙台市長	固定資産税・都市計画税管理事務	全項目評価	相当と認める。

## 仙台市の情報公開・個人情報保護

発行 令和2年10月

仙台市総務局総務部文書法制課

仙台市青葉区国分町三丁目7番1号

電話 022-214-1209